



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 23 日 (金)
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (18) (景観まちづくり課)・・・3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県屋外広告物条例の一部が改正され、屋外広告業の表示の方法等の基準の厳格化、屋外広告業に係る登録制の導入等がなされたことに伴い、屋外広告物の表示等に係る許可の基準を厳格化するとともに、屋外広告業の登録制に係る手続等を定める。

2 規則の概要

(1) 屋外広告物の表示等に係る許可の基準の厳格化

ア 建築物、へい又は垣を利用する広告物等で屋上を利用するものに係る許可基準に、表示面積が120平方メートル以下であることを加える。

イ 慣習上等の理由により許可の適用除外となる広告物等で街灯に表示するものの基準のうち、地面から広告板の下端までの高さを、4.7メートル（現行 4.5メートル）以上とする。

(2) 屋外広告業の登録制に係る手続等

ア 次の申請書等の様式を定める。

(ア) 立入検査証

(イ) 屋外広告業登録申請書

(ウ) 誓約書

(エ) 登録申請者本人等の略歴書

(オ) 屋外広告業登録事項変更届出書

(カ) 屋外広告業廃業等届出書

(キ) 屋外広告業登録証

(ク) 屋外広告業者の帳簿

イ アの(イ)の申請書に添付する書類を定める。

ウ 屋外広告業者の標識及び帳簿の記載事項を定める。

エ 屋外広告業者の監督処分簿等の閲覧方法及び記載事項を定める。

オ 大型広告物の表示方法規制の適用除外地域を第2種制限地域と、広告物等の表示方法の彩度の基準を日本工業規格のZ8721の彩度8とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。

イ (1)のア及び(3)の一部は、施行日以後に表示され、又は設置される広告物等について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第18号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、<u>条例別表</u>に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又は掲出物件（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年<u>7月</u>鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第4条 条例第5条の規定による許可の基準は、<u>第6条の2</u>に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2<u>及び別表第4</u>において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又は掲出物件（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しな</p>

る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。

(適用除外の基準等)

第5条 略

2 略

3 条例第3条の2第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) はり札等にあつては、その面積が0.10平方メートル以下であること。

4及び5 略

(身分証明書)

第6条 条例第9条の3第2項及び第10条の17第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件が掲出された場所を管轄する総合事務所(鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。)とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第8条 略

(屋外広告業登録申請書)

第9条 条例第10条の3第1項の申請書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第10条の3第2項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。

いものに限る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、第6条の2に定める基準及び別表第1の2に定める基準とする。

第5条 削除

(適用除外の基準等)

第6条 略

2 略

3 条例第3条の2第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) はり札にあつては、その面積が0.10平方メートル以下であること。

4及び5 略

(広告物等の表示の方法等の基準)

第6条の2 条例第7条の3の規定による基準は、別表第4のとおりとする。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第6条の3 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件が掲出された場所を管轄する総合事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第6条の4 略

(屋外広告業の届出)

第7条 条例第10条の2第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第10条の4第1項の規定により営業所に置く講習会修了者等が同項第1号又は第2号に該当する者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

<p>3 <u>条例第10の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者（当該登録申請者が未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</u></p> <p>(2) <u>登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</u></p> <p>(3) <u>業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第10条の11第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</u></p> <p>4 <u>前項第1号及び第2号の略歴書は、様式第4号によるものとする。</u></p>	<p>3 <u>条例第10条の2第1項第5号に規定する規則で定める事項は、主として取り扱う広告物の種類及び営業の開始の年月日とする。</u></p> <p>4 <u>知事は、第1項の届出書を受理したときは、その者に様式第5号による届出済証（以下「届出済証」という。）を交付しなければならない。</u></p>
<p><u>（屋外広告業登録事項変更届出書）</u></p>	
<p>第10条 <u>条例第10条の6第1項の規定による届出は、様式第5号による届出書により行うものとする。</u></p>	<p>第8条 <u>条例第10条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が届出済証の記載事項の変更に係るものであるときは、届出済証を添付しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>条例第10条の6第3項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面</u></p> <p>ア <u>変更の届出をする者が個人である場合 当該変更後の住民票の抄本又はこれに代わる書面</u></p> <p>イ <u>変更の届出をする者が法人である場合 当該変更後の登記事項証明書</u></p> <p>(2) <u>条例第10条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条の商業登記簿をいう。）の変更を必要とする場合に限る。） 当該変更後の登記事項証明書</u></p> <p>(3) <u>条例第10条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第2号に掲げる書類</u></p> <p>(4) <u>条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の</u></p>	<p>2 <u>前条第2項の規定は、講習会修了者等の変更に係る前項の届出書の提出について準用する。</u></p>

<p><u>変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</u></p> <p>(5) <u>条例第10条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第3号に掲げる書面</u></p> <p>4 <u>前項第4号の略歴書は、様式第4号によるものとする。</u></p> <p>(屋外広告業廃業等届出書)</p> <p><u>第11条 条例第10条の8第1項の規定による届出は、様式第6号による届出書により行うものとする。</u></p> <p>(講習会の開催)</p> <p><u>第12条 条例第10条の10第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)は、毎年1回以上開催する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(講習の課程)</p> <p><u>第13条 略</u></p> <p>2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者</u></p> <p>(3) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に<u>同項各号のいずれかに</u>該当することを証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>(届出済証の掲示)</p> <p><u>第9条 屋外広告業を営む者は、その営業所の見やすい場所に届出済証又はその写しを掲示しておかなければならない。</u></p> <p>(届出済証の再交付)</p> <p><u>第10条 屋外広告業を営む者は、届出済証をき損し、又は紛失したときは、速やかに様式第7号による再交付申請書を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。</u></p> <p>(講習会の開催)</p> <p><u>第11条 条例第10条の3第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)は、毎年1回以上開催する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(講習の課程)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>2 次の各号の<u>一に</u>該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者</u></p> <p>(3) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に前項各号の<u>一に</u>該当することを証明する書類を添付しなければならない。</p>
--	--

(受講の申込み)

第14条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第7号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

(講習会修了証書の交付)

第15条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第8号による修了証書を交付しなければならない。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第16条 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者について行うものとする。

2 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、様式第9号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に様式第10号による認定書を交付しなければならない。

(屋外広告業者の標識)

第17条 条例第10条の12の規定による標識の掲示は、様式第11号による標識により行うものとする。

2 条例第10条の12の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代表者の氏名(屋外広告業者が法人である場合に限る。)
- (2) 登録年月日
- (3) 登録の有効期間
- (4) 業務主任者の氏名

(屋外広告業者の帳簿)

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等(広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

(受講の申込み)

第13条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第8号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

(講習会修了証書の交付)

第14条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第9号による修了証書を交付しなければならない。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第15条 条例第10条の4第1項第3号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者とする。

2 条例第10条の4第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、様式第10号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に様式第11号による認定書を交付しなければならない。

- (1) 条例第5条に規定する許可に係る広告物等
- (2) 条例別表の2の規定による道路の路面上に突き出して設置される広告物等
- (3) 条例別表の4の規定による上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物

2. 条例第10条の13の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示した広告物の内容
- (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

(屋外広告業者監督処分簿)

第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部景観まちづくり課で閲覧に供することにより行うものとする。

2. 条例第10条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日及び登録番号
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分の根拠となる法令の規定
- (5) 処分の原因となつた事実
- (6) その他参考となる事項

(大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等)

第20条 条例別表の4ただし書の規則で定める地域又は場所は、第2種制限地域とする。

2. 条例別表の4の(1)の規則で定める彩度は、日本工業規格のZ8721(色の表示方法-三属性による表示)に規定する彩度8とする。

別表第1(第4条、第5条関係)

広告物の表示等の許可基準

- 1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件
(以下「広告物等」という。)

別表第1(第4条、第6条関係)

広告物の表示等の許可基準

- 1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件
(以下「広告物等」という。)

ア及びイ 略

ウ 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。

エ 高さが地面から10メートル（第2種制限地域にあっては、20メートル）以下であること。

2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 1建築物につき1個であること。

(2) 高さが、地面から広告物等を設置する場所までの高さの2分の1（第2種制限地域にあっては、3分の2）以下であり、かつ、10メートル（第2種制限地域にあっては、20メートル）以下であること。

(3) 表示面積が、120平方メートル以下であること。

イ 略

3 立看板等

(1)～(3) 略

4～12 略

別表第2（第5条関係）

街灯に表示する広告物の基準

1～4 略

5 地面から広告板の下端までの高さが4.7メートル以上であること。

6 略

別表第3（第5条関係） 略

ア及びイ 略

ウ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 1面の表示面積
30平方メートル以下であること。

(2) 高さ

(ア) 条例第10条第1項に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）又は第1種制限地域にあっては、地面から10メートル以下であること。

(イ) 第2種制限地域にあっては、地面から20メートル以下であること。

2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 禁止地域等又は第1種制限地域にあっては、1建築物につき1個とし、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの2分の1以下であり、かつ、10メートル以下であること。

(2) 第2種制限地域にあっては、1建築物につき1個とし、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの3分の2以下であり、かつ、20メートル以下であること。

イ 略

3 立看板

(1)～(3) 略

4～12 略

別表第2（第6条関係）

街灯に表示する広告物の基準

1～4 略

5 地面から広告板の下端までの高さが4.5メートル以上であること。

6 略

別表第3（第6条関係） 略

別表第4（第6条の2関係）

広告物等の表示の方法等の基準

1 広告物等が環境に調和し、良好な景観を形成

	<p>し、美観風致を妨げないこと。</p> <p>2 広告物等が風雨、衝動等によって容易に倒壊、剥離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。</p> <p>3 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと。</p> <p>4 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあっては4.5メートル以上、道路の歩道の部分にあっては2.5メートル以上であること。</p> <p>イ 突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.5メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。</p> <p>5 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。</p>
--	---

第2条 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

(表)

第	号
立 入 検 査 証	
所	属
職	名
氏	名
上記の者は、鳥取県屋外広告物条例第 9 条の 3 第 2 項又は第 10 条の 17 第 2 項の規定に基づき立入検査を行う職員である。	
年 月 日	
職 氏名	印

(裏)

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）
(立入検査等)
第 9 条の 3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(報告及び検査)
第 10 条の 17 知事は、特に必要があると認めるときは、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 略

収入証紙はり付け欄

様式第 2 号（第 9 条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

職 氏名 様

申請者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	Ⓔ

屋外広告業の登録を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例第 10 条の 3 第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	鳥取県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
	更新	※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリガナ 氏 名 〔法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 〔法人にあっては、その事務 所の所在地〕	〒 電話番号（ ） -		
1 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	電話番号
			メールアドレス

	所属営業所名	フリガナ 氏 名	摘 要
2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の役職名及び氏名	役職名		フリガナ 氏 名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名		
	住 所	〒 電話番号（ ）	
5 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考 1 初回登録の場合は、※印のある欄には記入しないこと。

2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」は、いずれか該当する方に○印を付すこと。

様式第3号（第9条、第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

職 氏名 様

誓約者

住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の 氏名）	⑩

登録申請者、その役員及び法定代理人は、鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- （1） 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- （2） 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- （3） 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4） この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- （6） 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7） 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

様式第4号（第9条、第10条関係）

年 月 日

登録申請者 { 法人の役員
本人
法定代理人 } の略歴書

現住所	〒	
		電話番号（ ） —
フリガナ 商号、名称又は氏名		
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		
氏名 ㊟		

- 備考1 「法人の役員 本人 法定代理人」は、該当するものに○印を付すこと。
- 2 略歴は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容について記載すること。
- 3 賞罰は、屋外広告業に係る賞罰について記載すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第 5 号（第 10 条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

職 氏名 様

届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	⑩

鳥取県屋外広告物条例第 10 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	鳥取県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、 その名称及び代表 者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	〒 電話番号（ ） ー		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 1 「法人・個人の別」は、いずれか該当する方に○印を付すこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第11条関係）

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

職 氏名 様

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	⑩
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人 6 代表役員

鳥取県屋外広告物条例第10条の8第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	鳥取県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 〔法人にあっては、主た る事務所の所在地〕	〒 電話番号（ ） -
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続き開始による解散 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 県内における屋外広告業の廃止
届出理由の生じた日	年 月 日

備考1 「屋外広告業者と届出者との関係」、「法人・個人の別」及び「届出の理由」は、該当するものに○印を付すこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号を削り、様式第8号中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第9号中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第10号中「第15条」を「第16条」に、「第10条の3第1項」を「第10条の10第1項」に改め、同様式を様式第9号とし、様式第11号中「第15条」を「第16条」に、「第10条の3第1項」を「第10条の10第1項」に改め、同様式を様式第10号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第11号（第17条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 証	
名 称 又 は 氏 名	
法人である場合の代表者の 氏名	
登 録 番 号	鳥取県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
営 業 所 名	
この営業所に置かれている 業務主任者の氏名	

上記の者は、屋外広告業者として登録済みであることを証する。

職 氏名



※ 横15センチメートル以上、縦25センチメートル以上のもの

様式第12号（第18条関係）

種 別	1 鳥取県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第3条第1項の許可に係る広告物等（制限地域において設置に当たり許可を必要とする広告物等） 2 条例第3条の2第3項の許可に係る広告物等（禁止地域及び制限地域において設置に当たり許可を必要とする案内誘導広告物等） 3 条例第4条第1項の変更許可に係る広告物等 4 条例別表の2の規定による道路の路面上に突き出して設置される広告物等（1から3までの広告物等を除く。） 5 条例別表の4の規定による上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物（1から4までの広告物等を除く。）
-----	--

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	〒 電話番号（ ） ー		
広告物の表示又は掲出物件の設置場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類		数量
表示した広告物の内容			
広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日	年 月 日		

備考 「種別」は、該当するものに○印を付すこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則第4条、第5条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物等（施行日前に表示され、又は設置されたが、施行日以後に、当該表示若しくは設置の場所の変更又は新たな広告物等の表示若しくは設置と同等と認められる表示若しくは設置の方法の変更が行われる広告物等（以下「全面更新広告物等」という。）を含む。）について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等（全面更新広告物等を除く。）については、なお従前の例による。